

南三陸町防災庁舎の31職員

「特殊公務災害」逆転認定

東日本大震災の津波により宮城県南三陸町
職員の31人について、第
三審機関の審査会が地
方公務員災害補償基金
の防災対策庁舎で死亡
たことが30日分かつ
・行方不明となった町
同県支部の決定を覆
た。特殊公務災害の認

災犠牲者への適用につ
いては、遺族の不服申
し立てで判断が覆る事
例が相次いでおり、今
回は最大規模となっ
た。
防災庁舎では町職員
33人を含む43人が犠牲
となり、33人の遺族は

2012年に特殊公務
災害の認定を請求。県
支部は同年11月、「防
災庁舎には災害対策本
部が設置されており、
高い危険が予測された
場所とは言えない」な
どの理由で退けた。
遺族は県支部の審査
会に不服申し立てし、
今月21日付で31人につ
いて特殊公務災害を認
める裁決があった。大
津波警報発令下で防災
庁舎にとまり、町民
に避難を呼びかけてい
たことなどから「高度
な危険が予測された」
と認定したとみられ
る。残る2人は審査中。
遺族の一人は「お金
どうこうということよ
りも、「職員たちは危
険を顧みずに職務にあ
たっていた」と認めら
れたことが大きい」と
話す。同町総務課も「町
にとっても遺族にとっ
てもよかった」として
いる。
特殊公務災害の補償
額は通常の公務災害の
最大1.5倍。
【伊藤直孝、井田純】